

即時入金サービス利用規約

第1条（約款の趣旨）

この規約（以下、「本規約」といいます。）は、お客様がクリック証券株式会社（以下、「当社」といいます。）の提供する「即時入金サービス（以下、「本サービス」といいます。）」を利用される際の取り扱いを定めるものです。

本規約に定めのない事項は、オンライントレード取扱規程及びその他当社規程又はルールのほか、法令諸規則、並びに提携金融機関の定める規約等（形式は問いません。）の定めによるものとします。

第2条（本サービスの内容）

本サービスとは、当社サービス（オンライントレード取扱規程第2条に定めるものをいいます。）をご利用のお客様（以下、「お客様」といいます。）がインターネット経由で当社提携金融機関のお客様口座より直接当社のお客様口座に振込入金ができるサービスのことをいいます。

本サービスの利用に際しては、当社に口座を開設されているほか、当社提携金融機関にお客様本人名義の取引口座（インターネット経由での取引に際し、各提携金融機関が別途サービスのお申し込みを必要としている場合は、当該サービスへのお申し込みを含みます。）をお持ちであることが必要となります。

第3条（提携金融機関）

本サービスの提供の対象となる提携金融機関は、当社が別途定めるものとします。

第4条（利用時間）

本サービスの利用時間は、当社が別途定めるものとします。なお、当社の利用可能時間であっても、各提携金融機関の利用時間外である場合、当該金融機関からの振込入金はできません。また、利用時間内であっても、当社が別途定める時限を過ぎている場合、当社は翌営業日の受付日付で振込入金を反映させるものとします。

第5条（利用手数料等）

本サービスの利用に際し、お客様が当社に支払う利用手数料等はありません。

第6条（振込限度額）

本サービスを利用しお客様が振込入金できる1回あたりの限度額は、当社が別途定めるとともに、各提携金融機関が定める上限額に従うものとします。

第7条（本人確認）

本サービスの利用に際し、当社はユーザ ID、パスワード、および取引暗証番号により本人確認を行うものとします。また、各提携金融機関においても当該提携金融機関の定めに従った本人確認が行われるものとします。

第8条（振込人名義）

本サービスの利用に際し、振込人名義はお客様の氏名と同一のものに限ります。お客様の氏名以外の名義により振込入金が行われた場合、当社はお客様に事前に通知をすることなく当該振込入金を取り消し、必要な返金処理等を行う場合があります。前項の定めに従った対応により生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

第9条（入金処理）

第7条の本人確認が行われ、かつ、お客様と同一の氏名の振込名義人からの振込入金があった場合、当社はお客様からの入金であるものとみなし、入金処理を行います。また、その場合の当該振込入金の取消はできないものとします。

以上

平成19年12月3日
クリック証券株式会社